

小笠原諸島の世界自然遺産について

1. 遺産名：

小笠原諸島

2. 所在地：

東京都小笠原村

東京湾からおよそ1,000km（竹芝～父島間）南方の海上に、南北400kmにわたって散在する大小30余りの島々。父島に約2,000人、母島に約450人が居住。東京の竹芝から父島まで船で25時間半。

3. 区域等：

○区域

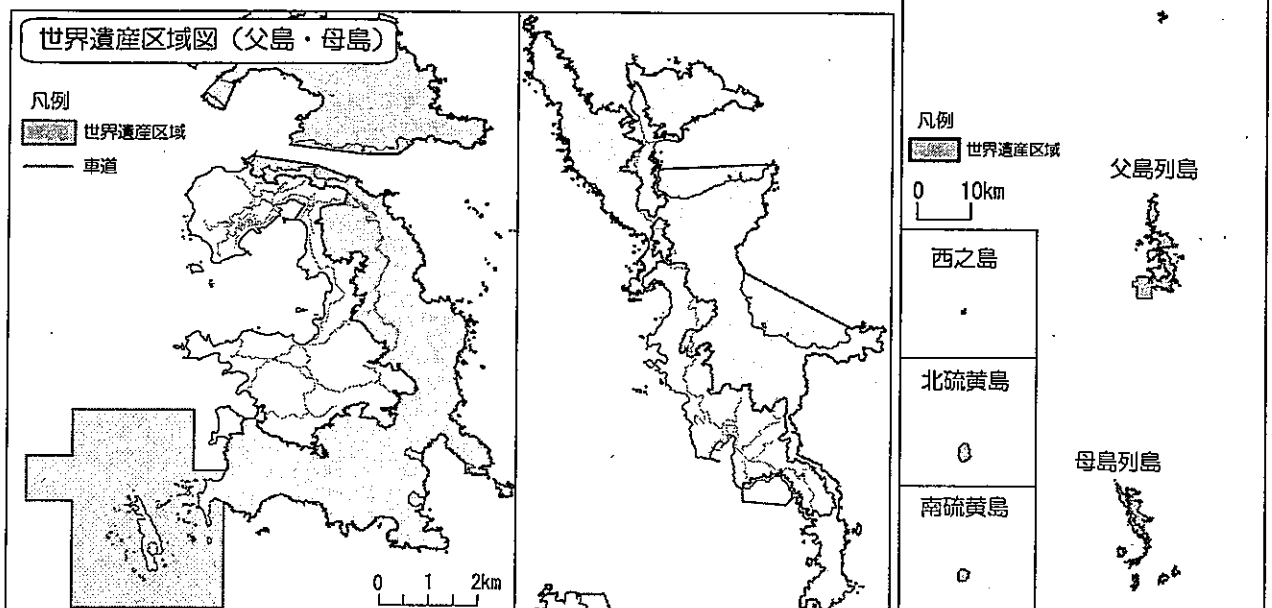
- ・ 聳島列島、父島列島、母島列島、西之島、北硫黄島、南硫黄島の全域（父島及び母島は一部地域）
- ・ 父島列島及び母島列島周辺の一部の海域

○面積

陸域 約6,360 ha
 海域 約1,580 ha
 計 約7,940 ha

4. 共同推薦省庁：

環境省、林野庁及び文化庁



第 35 回世界遺産委員会における「小笠原諸島」の審査結果について

1. 審査結果の概要

- 6月19日(日)よりフランスのパリで開催されている第35回世界遺産委員会において、我が国から世界自然遺産として推薦していた「小笠原諸島」の審査が行われ、
 現地時間 6月24日(金) 15:50
 (日本時間 6月24日(金) 22:50)
 に、本資産を世界遺産一覧表へ記載することが決定した。
- 審査の結果、採択された決議文書の概要は以下のとおり。なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第35回世界遺産委員会最終日の6月29日(水)。

2. 決議の概要

(1) 記載の可否と記載基準への適合

「小笠原諸島」については、以下の自然遺産の記載基準に合致するものとして世界遺産一覧表に記載する。

登録基準	評価の内容
ix 生態系	<p>資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジアおよび北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な進行中の種分化の重要な中心地となっている。</p> <p>小笠原諸島は、陸産貝類の進化および植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原群島の島の間、時には島の中における細やかな適応放散の数々の事例は、種分化および生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。この特徴はさらに、陸産貝類などにおける絶滅率の低さにより、強化されている。</p> <p>小笠原諸島においては、固有性の密度の高さと適応放</p>

	<p>散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化過程を示す資産よりも際だっている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。</p>
--	--

(2) 保全管理の評価

当該国の大規模、かつ増大している保全のための投資を称賛する。それは推薦、地域住民参画のレベルの高さ、複数機関が協力していること、推薦過程において海洋地域の増大を決定したこと、などに明白に現れている。

(3) 我が国への要請事項

○ 要請事項

- a) 侵略的外来種対策を継続すること。
- b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

○ 奨励事項

- a) 資産における海城公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。
- b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究およびモニタリング計画を策定、実施すること。
- c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツアーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。
- d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

小笠原諸島の世界遺産登録までの経緯

平成15年5月 国内の候補地に選定

外来種対策の進展、国立公園の規制強化など

平成18年11月 科学委員会と地域連絡会議の設置

科学的助言と地域の合意形成を踏まえた保全管理・推薦

平成19年1月 我が国の暫定一覧表に掲載

- 関係機関が連携した外来種対策の強化
父島以外の全ての島からのノヤギ根絶
弟島からのノブタ・ウシガエル根絶 など
- 保護担保措置の強化
小笠原国立公園計画の大幅な見直し など

平成22年1月 ユネスコ世界遺産センターに推薦書提出

平成22年7月 諮問機関(IUCN)の評価者による現地調査

平成22年9月 IUCN から追加情報を求める書簡

海域拡張、バッファの追加説明、外来種分布図など

平成22年11月 IUCN 書簡に対する回答

全て指摘のとおりに対応

平成23年5月7日 IUCN による評価結果の報告

(ユネスコ世界遺産センターから各締約国に連絡)

平成23年6月24日 世界遺産委員会による決定